

○西条市子ども・子育て会議条例

平成25年9月25日

条例第33号

(趣旨)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。次条において「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、西条市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(令5条例9・一部改正)

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第72条第1項に規定する事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げる事務のほか、本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議すること。

(令5条例9・一部改正)

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、子ども・子育て会議において必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見及び説明を聴くことができる。

(会議の開催が困難である場合の特例)

第7条 会長は、やむを得ない事由により前条の会議の開催が困難であると認める場合は、全ての委員に対し、書面又はこれに代わる電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）により、会議に付すべき事項を回議することをもって同条の会議の開催に代えることができる。

(令3条例23・追加)

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援担当課において処理する。

(令3条例23・旧第7条繰下)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

(令3条例23・旧第8条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年6月24日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年6月30日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。